

し尿処理制度の見直しについて

1 現 状

(1) 処理人口及び処理量の推移

生活排水であるし尿は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿処理施設において適正に処理することとされています。

また、生活排水の処理形態別人口のうち、し尿汲み取り人口については、下水道等の普及などにより減少が続いており、平成27年度末においては、10,185人で弘前市の計画処理区域内人口175,545人のおよそ5.8%となっています。

それに伴い、し尿の処理量の推移は下表1のとおり、平成27年度は平成18年度に比較し、約56%の減となっています。

表 1 し尿処理量の推移

平成 18 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
12,693 kl	7,451 kl	7,085 kl	6,937 kl	5,797 kl	5,606 kl

(2) し尿処理体制の現況

し尿については、市行政区域内を概ね8つの区域に分割して収集し、津軽広域クリーンセンターへ搬入し処理を行っています。

し尿の収集運搬は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく市の許可を受けた5業者が、それぞれ担当する区域について行っています。

各業者の保有するバキューム車の総台数は12台となっています。

2 課 題

前述のとおり、現在、当市のし尿収集運搬許可業者は5業者であり、下表2のとおり、業者が保有するバキューム車の総台数は12台になっています。

また、市内のし尿収集世帯数はおよそ3,000世帯になっています。

表2 し尿収集運搬許可業者及び収集の概要（平成29年3月23日現在）

No	業者名	バキューム車台数	収集世帯数	主な収集区域
1	中弘衛生企業組合	2	510	市街地、南部
2	(株)津軽衛生公社	4	1,020	市街地、北部、東部、東目屋地区
3	弘前衛生企業組合	2	700	市街地、北部、西部
4	岩木中央衛生社	1	272	岩木地区、相馬地区
5	(有)岩木浄化センター	3	510	岩木地区

一方、下水道等の普及などに伴い、し尿の収集対象世帯数及び収集量が減少していく中で非効率的な収集体制となり、業者毎の規模や担当する区域間での不均衡が見受けられ、それらを要因として許可業者の業務運営が不安定となり、また、業者間の格差も生じており、このことが結果、市民サービスの格差にもつながることが懸念されます。

このような状況から昨年10月末には、市内許可業者5者の連名により、市に対して、「し尿収集運搬料金の改定について」の要望書が提出されました。

当市のし尿収集料金は、平成24年4月に合併3市町村の料金統一によるもののほか、以降、消費税率変更に伴うもの以外は、料金改定を行っていません。

以上のようなことから、今後、将来にわたって安定した市民サービスを確保するためにも、効率的な収集体制の確立など制度の見直しが急務となっています。

3 今後のスケジュール

し尿処理制度については、現在、制度運用や料金設定などの他自治体の状況調査、許可業者への現況ヒアリングなどを実施し、制度改正に向けた基礎資料を調整しています。

次年度については、以下のスケジュールを予定しています。

No	時期	内容
1	H29.6 下旬	H29 第1回審議会において「し尿処理制度の見直しについて」諮問
2		(必要に応じて生活排水適正処理検討部会を開催)
3	H29.9 下旬	H29 第2回審議会において上記諮問について答申
4	H29.12 末	答申を受けて市の処理制度改正方針を決定